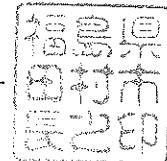




30田高第235号
平成30年7月19日

各指定居宅介護支援事業所 御中

田村市長 本田 仁一



居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

平成30年4月の介護報酬改定に伴い特定事業所集中減算の取り扱いが一部変更となり、下記のとおり平成30年4月1日から適用することとなりますので、制度理解、運用に十分留意していただきますようお願いします。

記

1 改正点

(1) 算定要件（対象となる「訪問介護サービス等」を以下のとおり改正）

《現 行》

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（※）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（※）、認知症対応型共同生活介護（※）、地域密着型特定施設入居者生活介護（※）、看護小規模多機能型居宅介護（※）

（※）利用期間を定めて行うものに限ります。

《改正後》

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

2 判定期間

(1) 前期：3月1日から8月末日（減算適用期間：10月1日から3月31日）

(2) 後期：9月1日から2月末日（　　〃　　：4月1日から9月30日）

3 判定方法

事業所ごとに判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最も紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについ

て80%を超えた場合に減算となります。

4 計算式

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置づけた計画数

5 算定手続

判定期間が前期の場合は9月15日までに、後期の場合は3月15日までにすべての居宅介護支援事業所は次に掲げる事項を記載した報告書（別紙1）を作成し、算定の結果80%を超えた場合については市に提出してください。80%を超えてなかった場合についても当該報告書は作成し、各事業所において2年間保存願います。

- (1) 判定期間における居宅サービス計画の総数
- (2) 訪問介護サービス等のそれぞれが位置づけられた居宅サービス計画数
- (3) 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置づけられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所及び代表者名
- (4) (1)の算定方法で計算した割合
- (5) (1)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

6 正当な理由の範囲

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などのサービス事業所が少数である場合。
- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。
- (3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合。
- (4) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数の場合。
- (5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合。
- (6) その他正当な理由と市が認めた場合。